

令和2年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金

実施要領

令和2年3月19日

公益社団法人 全日本トラック協会

1 事業の主旨

低廉かつ安定的な燃料確保に取り組む会員トラック運送事業者（以下、「会員事業者」という。）並びに会員事業者を主軸とするトラック運送事業協同組合・トラック運送事業協同組合連合会（以下、「協同組合・連合会」という。）が、自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替（以下、「増設」という。）を行う場合、都道府県トラック協会（以下、「地方ト協」という。）を通じて費用の一部を助成するもの。

2. 予算額

1億円

3. 主な助成要件

指定数量（1000リットル）以上の軽油を保管する専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替を行い、令和2年4月1日～令和3年2月28日までに消防（市町村又は消防組合等）による危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了するもの。（「支払いの完了」には割賦契約により導入した場合の「割賦契約の締結及び物件の検収」を含む）

4 助成対象者

会員事業者及び会員事業者を主軸とする協同組合、連合会

※交付申請は年度内1施設限りとする。

※過去（平成20～26年度、平成28～30年度及び令和元年度）に全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。

5 助成金額

軽油タンクの新設 100万円

軽油タンクの増設 30万円

*ただし、公募期間内に申請金額が予算総額を超過した場合は、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

6 助成金申請の公募期間

令和2年8月3日(月)～令和2年11月2日(月)

※「地方ト協」から全ト協への最終受付日は、令和2年11月9日（月）
(必着)とする。

予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

7 交付決定通知（予定）日

（第1回）令和2年 9月23日（水）

（第2回）令和2年10月19日（月）

（第3回）令和2年11月24日（火）

※原則として前月末までに全ト協で受付をした申請については、
上記に決定通知を行う予定。

8 申請時必要書類

（1）自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請書

（「会員事業者」は様式1・「協同組合・連合会」は様式3）
＊様式2は「地方ト協」が作成

（2）（購入の場合）「工事請負契約書」又は「注文書・注文請書」の写し
(割賦の場合)「割賦販売契約書」の写し

＊当該工事等の費用に係る金額内訳明細書（写）を添付のこと

（3）①新設「危険物取扱所設置許可申請書」及び「設置許可書」の写し
②増設「危険物取扱所変更許可申請書」及び「変更許可書」の写し

（4）「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」
(様式4)

（5）（組合・連合会の場合）

①法人の全部事項履歴証明書（写しても可）

②組合員名簿

③組合案内等、組合の事業概要がわかる資料

9 申請先

- ・会員事業者：「所属する各都道府県トラック協会（地方ト協）」
<「地方ト協」を通して「全ト協」へ申請>
- ・協同組合・連合会：「全ト協」
<必要に応じて「全ト協」は「地方ト協」と情報共有を行う>

10 実績報告

交付決定を受けた「会員事業者」「協同組合・連合会」は、当該設備の

完成検査の後に、実績報告を行うこと

(会員事業者：「地方ト協」宛て。協同組合・連合会：全ト協宛て)。

実績報告の期限は令和3年3月4日（木）とする。

実績報告書に下記11に記載する報告書及び必要書類を添えて、期限までに各宛先宛に提出を行うこと。

※「地方ト協」から全ト協への最終受付日は令和3年3月9日（火）
(必着)とする。

11 実績報告時必要書類

(1) 自家用燃料供給施設整備支援事業助成金実績報告書

(「会員事業者」様式6-1 「協同組合・連合会」様式6-3)

* 様式6-2は「地方ト協」が作成

(2) 施設整備に伴う以下の図面等の写し

①危険物取扱所の全体概要図・平面図・立面図

(タンク容量・油種を記載したもの)

②危険物取扱所（所在地の記載を含む）の周辺地図

施設工事費用請求書及び明細書の写し

申請時に「明細書」を提出した場合で、施工業者の請求金額に変更ない場合には、実績報告時での請求明細書の添付は省略しても可。

(3) (購入の場合) 「領収証」の写し

(割賦の場合) 「賦払金支払明細表

(割賦契約の物件検収後に発行されるもの)」の写し

(4) 危険物取扱所の完成検査済証の写し

(5) 工事施工前、施工中、完成後の写真

(それぞれ施設全体が把握できるもの)

12 本制度での「新設」「増設」の区分の考え方について

原則として、消防法による「危険物製造所等の設置・変更許可書」により以下のとおり判断する。

・設置許可書：「新設」で申請

・変更許可書：「増設」で申請

13 その他

本事業の助成対象となった会員事業者並びに組合・連合会は、本助成要綱並びに「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」に基づき、緊急時において全ト協等の要請に応じて燃料を優先的に供給する旨の誓約書を提出しなければならない。

以 上